

第 8 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和 26 年 3 月条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(産業教育手当)</p> <p>第 10 条の 2 高等学校における農業又は工業に係る産業教育の特殊性にかんがみ、農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教頭、<u>主幹教諭</u>、<u>教諭</u>、<u>助教諭</u>若しくは講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員である者に限る。)又は実習助手で人事委員会規則で定めるものが、当該農業又</p>	<p>(産業教育手当)</p> <p>第 10 条の 2 高等学校における農業又は工業に係る産業教育の特殊性にかんがみ、農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教頭、<u>教諭</u>、<u>助教諭</u>若しくは講師(常時勤務に服することを要する者及び短時間勤務職員である者に限る。)又は実習助手で人事委員会規則で定めるものが、当</p>

は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合若しくは教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

2 [略]

(定時制教育手当)

第10条の3 高等学校で定時制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教頭並びに主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び短時間勤務職員である者に限る。）並びに実習助手で人事委員会規則で定めるもの（本務として定時制教育に従事する者に限る。）に対しては、定時制教育手当を支給する。

2 [略]

(初任給調整手当)

第10条の7 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、第1号に掲げる職に係るものにあつては35年以

該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合若しくは教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

2 [略]

(定時制教育手当)

第10条の3 高等学校で定時制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教頭並びに教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者及び短時間勤務職員である者に限る。）並びに実習助手で人事委員会規則で定めるもの（本務として定時制教育に従事する者に限る。）に対しては、定時制教育手当を支給する。

2 [略]

(初任給調整手当)

第10条の7 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、第1号に掲げる職に係るものにあつては35年以

内、第2号に掲げる職に係るものにあつては21年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては5年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額
251,200円

(2)、(3) [略]

2、3 [略]

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

[略]

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 消防職給料表（第3条関

内、第2号に掲げる職に係るものにあつては21年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては5年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額
160,400円

(2)、(3) [略]

2、3 [略]

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

[略]

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 消防職給料表（第3条関

係)

[略]

備考

- 1 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

係)

[略]

備考 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	[略]	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	[略]	給料月額	給料月額	[略]	[略]
再任用職員以外の職員		[略]	円	円	[略]	[略]
	1		178,300	270,000		
	2		180,100	272,700		
	3		181,900	275,400		
	4		183,800	278,000		
	5		185,600	280,600		
	6		187,500	283,300		
	7		189,400	286,000		
	8		191,300	288,600		
	9		193,200	291,200		
	10		195,200	293,900		
	11		197,200	296,600		
	12		199,200	299,200		
	13		201,100	301,800		
	14		203,200	304,200		
	15		205,200	306,700		
	16		207,200	309,200		
	17		209,200	311,700		
	18		211,100	314,200		
	19		213,000	316,700		
	20		215,000	319,200		
	21		216,800	321,700		
	22		218,900	324,200		
	23		221,000	326,700		
	24		223,100	329,200		
	25		225,200	331,600		
	26		227,300	334,000		
	27		229,400	336,400		
	28		231,500	338,700		
	29		233,600	341,000		
	30		236,100	343,200		
	31		238,700	345,300		
	32		241,200	347,400		
	33		243,700	349,500		
	34		246,100	351,600		
	35		248,600	353,700		
	36		251,200	355,700		
	37		253,600	357,700		
	38		256,100	359,600		
	39		258,700	361,600		
	40		261,200	363,600		
	41		263,600	365,600		
	42		266,000	367,600		
	43		268,500	369,600		
	44		270,900	371,600		
	45		273,300	373,600		
	46		275,500	375,500		
	47		277,700	377,400		
	48		279,900	379,300		
	49		282,200	381,200		
	50		284,700	383,100		
51		287,100	385,000			

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	[略]	2 級	3 級	4 級
	号給	[略]	給料月額	[略]	[略]
再任用職員以外の職員		[略]	円	[略]	[略]
	1		175,900		
	2		177,700		
	3		179,500		
	4		181,300		
	5		183,100		
	6		185,000		
	7		186,900		
	8		188,800		
	9		190,500		
	10		192,500		
	11		194,500		
	12		196,500		
	13		198,300		
	14		200,300		
	15		202,300		
	16		204,300		
	17		206,200		
	18		208,300		
	19		210,400		
	20		212,500		
	21		214,300		
	22		216,400		
	23		218,500		
	24		220,600		
	25		222,700		
	26		224,800		
	27		226,900		
	28		229,000		
	29		231,100		
	30		233,600		
	31		236,200		
	32		238,800		
	33		241,300		
	34		243,900		
	35		246,500		
	36		249,100		
	37		251,400		
	38		254,000		
	39		256,600		
	40		259,200		
	41		261,600		
	42		264,100		
	43		266,600		
	44		269,000		
	45		271,500		
	46		273,700		
	47		275,900		
	48		278,100		
	49		280,300		
	50		282,900		
51		285,500			

52	289,500	386,800
53	291,900	388,600
54	294,400	390,400
55	296,800	392,200
56	299,400	394,000
57	302,000	395,800
58	304,600	397,600
59	307,200	399,400
60	309,900	401,200
61	312,600	403,000
62	315,200	404,700
63	317,900	406,400
64	320,500	408,000
65	323,000	409,600
66	325,400	410,900
67	327,800	412,100
68	330,200	413,300
69	332,400	414,500
70	334,600	415,700
71	336,700	416,900
72	338,900	418,100
73	340,900	419,200
74	343,000	420,400
75	345,200	421,500
76	347,300	422,600
77	349,400	423,700
78	351,500	424,800
79	353,500	425,900
80	355,500	427,000
81	357,500	428,100
82	359,600	429,200
83	361,600	430,300
84	363,600	431,300
85	365,600	432,300
86	367,600	433,200
87	369,500	434,100
88	371,400	435,000
89	373,300	435,900
90	375,200	436,500
91	377,100	437,100
92	379,000	437,700
93	380,800	438,200
94	382,600	438,800
95	384,400	439,300
96	386,200	439,800
97	388,000	440,300
98	389,800	440,800
99	391,600	441,300
100	393,400	441,700
101	395,100	442,100
102	396,700	442,500
103	398,300	442,900
104	399,800	443,300
105	401,300	443,700
106	402,100	444,100
107	402,800	444,500
108	403,500	444,900

52	288,100
53	290,600
54	293,200
55	295,800
56	298,500
57	301,200
58	303,900
59	306,500
60	309,200
61	312,000
62	314,700
63	317,500
64	320,100
65	322,600
66	325,000
67	327,400
68	329,800
69	332,000
70	334,200
71	336,400
72	338,600
73	340,500
74	342,600
75	344,800
76	347,000
77	349,000
78	351,100
79	353,100
80	355,100
81	357,200
82	359,200
83	361,300
84	363,300
85	365,300
86	367,300
87	369,200
88	371,200
89	373,000
90	374,900
91	376,900
92	378,800
93	380,600
94	382,500
95	384,300
96	386,100
97	387,800
98	389,600
99	391,500
100	393,300
101	395,000
102	396,600
103	398,200
104	399,700
105	401,200
106	402,000
107	402,800
108	403,500

109	404, 100	445, 300
110	404, 800	445, 800
111	405, 600	446, 300
112	406, 300	446, 700
113	406, 800	447, 100
114	407, 500	447, 600
115	408, 300	448, 100
116	409, 100	448, 500
117	409, 600	448, 900
118	410, 300	449, 400
119	411, 000	449, 900
120	411, 600	450, 300
121	412, 200	450, 700
122	412, 800	451, 200
123	413, 400	451, 700
124	413, 900	452, 100
125	414, 400	452, 500
126	414, 900	
127	415, 400	
128	415, 900	
129	416, 400	
130	416, 800	
131	417, 200	
132	417, 600	
133	418, 000	
134	418, 400	
135	418, 800	
136	419, 200	
137	419, 500	
138	419, 800	
139	420, 100	
140	420, 400	
141	420, 700	
142	421, 000	
143	421, 300	
144	421, 600	
145	421, 800	
146	422, 100	
147	422, 400	
148	422, 700	
149	422, 900	
150	423, 200	
151	423, 500	
152	423, 700	
153	423, 900	
154	424, 200	
155	424, 500	
156	424, 700	
157	424, 900	
158	425, 200	
159	425, 500	
160	425, 700	
161	425, 900	
162	426, 200	
163	426, 500	
164	426, 700	
165	426, 900	
166	427, 200	

109	404, 000
110	404, 800
111	405, 600
112	406, 300
113	406, 800
114	407, 500
115	408, 300
116	409, 100
117	409, 600
118	410, 300
119	411, 000
120	411, 600
121	412, 300
122	412, 900
123	413, 600
124	414, 200
125	414, 900
126	415, 600
127	416, 100
128	416, 800
129	417, 500
130	418, 100
131	418, 800
132	419, 500
133	420, 100
134	420, 700
135	421, 400
136	422, 000
137	422, 600
138	423, 100
139	423, 500
140	423, 900
141	424, 300
142	424, 700
143	425, 100
144	425, 500
145	425, 900
146	426, 300
147	426, 700
148	427, 100
149	427, 500
150	427, 900
151	428, 300
152	428, 700
153	428, 800
154	429, 100
155	429, 400
156	429, 700
157	430, 000
158	430, 300
159	430, 600
160	430, 900
161	431, 200
162	431, 500
163	431, 800
164	432, 000
165	432, 200
166	432, 800

167	427,500				
168	427,700				
169	427,900				
170	428,200				
171	428,500				
172	428,700				
173	428,900				
174	429,200				
175	429,500				
176	429,700				
177	429,900				
再任用職員	[略]	278,600	313,100	[略]	[略]

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ～オ [略]

167	433,400				
168	434,000				
169	434,500				
170	435,100				
171	435,700				
172	436,300				
173	436,900				
174	437,500				
175	438,100				
176	438,700				
177	439,300				
178	439,900				
179	440,500				
180	441,100				
181	441,700				
182	442,300				
183	442,900				
184	443,500				
185	444,100				
186	444,700				
187	445,300				
188	445,900				
189	446,500				
190	447,100				
191	447,700				
192	448,300				
193	448,800				
再任用職員	[略]	278,600	[略]	[略]	[略]

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ～オ [略]

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

[略]

備考

1 この表は、薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6 級別基準職務表（第3条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	[略]
2級	[略]
3級	高等学校の主幹教諭の職務
4級	[略]
5級	[略]

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

[略]

備考

この表は、薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 級別基準職務表（第3条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	[略]
2級	[略]
3級	[略]
4級	[略]

(5)～(9) [略]

(5)～(9) [略]

第2条 神戸市職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後					第2条による改正前					
別表第3 教育職給料表 (第3条関係)					別表第3 教育職給料表 (第3条関係)					
ア [略]					ア [略]					
イ 教育職給料表(2)					イ 教育職給料表(2)					
職員の区分	職務の級	[略]	2 級	[略]	職員の区分	職務の級	[略]	2 級	[略]	
	号給	[略]	給料月額	[略]		号給	[略]	給料月額	[略]	
再任用職員以外の職員		[略]	円	[略]	再任用職員以外の職員		[略]	円	[略]	
	1			179,900			1		178,300	
	2			181,700			2		180,100	
	3			183,600			3		181,900	
	4			185,500			4		183,800	
	5			187,400			5		185,600	
	6			189,300			6		187,500	
	7			191,200			7		189,400	
	8			193,100			8		191,300	
	9			195,100			9		193,200	
	10			197,100			10		195,200	
	11			199,100			11		197,200	
	12			201,100			12		199,200	
	13			203,100			13		201,100	
	14			205,200			14		203,200	
	15			207,200			15		205,200	
	16			209,200			16		207,200	
	17			211,200			17		209,200	
	18			213,000			18		211,100	
	19			214,800			19		213,000	
	20			216,700			20		215,000	
	21			218,600			21		216,800	
	22			220,700			22		218,900	
	23			222,800			23		221,000	
	24			224,900			24		223,100	
	25			227,000			25		225,200	
	26			229,100			26		227,300	
	27			231,200			27		229,400	
	28			233,300			28		231,500	
	29			235,400			29		233,600	
	30			237,900			30		236,100	
	31			240,400			31		238,700	
	32			242,900			32		241,200	
	33			245,300			33		243,700	
	34			247,700			34		246,100	
	35			250,100			35		248,600	
	36			252,600			36		251,200	
	37			255,100			37		253,600	
	38			257,600			38		256,100	
	39			260,100			39		258,700	
	40			262,600			40		261,200	
	41			265,000			41		263,600	
	42			267,400			42		266,000	
	43			269,800			43		268,500	
	44			272,200			44		270,900	
	45			274,600			45		273,300	
	46			276,800			46		275,500	
	47			279,000			47		277,700	
	48			281,200			48		279,900	
	49			283,500			49		282,200	
	50			285,900			50		284,700	
51			288,200		51		287,100			

52	290,500	52	289,500
53	292,800	53	291,900
54	295,200	54	294,400
55	297,600	55	296,800
56	300,100	56	299,400
57	302,600	57	302,000
58	305,200	58	304,600
59	307,800	59	307,200
60	310,400	60	309,900
61	313,000	61	312,600
62	315,600	62	315,200
63	318,200	63	317,900
64	320,800	64	320,500
65	323,400	65	323,000
66	325,800	66	325,400
67	328,200	67	327,800
68	330,500	68	330,200
69	332,800	69	332,400
70	334,900	70	334,600
71	337,000	71	336,700
72	339,100	72	338,900
73	341,200	73	340,900
74	343,400	74	343,000
75	345,500	75	345,200
76	347,600	76	347,300
77	349,700	77	349,400
78	351,800	78	351,500
79	353,800	79	353,500
80	355,800	80	355,500
81	357,800	81	357,500
82	359,900	82	359,600
83	361,900	83	361,600
84	363,900	84	363,600
85	365,900	85	365,600
86	367,800	86	367,600
87	369,700	87	369,500
88	371,600	88	371,400
89	373,500	89	373,300
90	375,400	90	375,200
91	377,300	91	377,100
92	379,200	92	379,000
93	381,000	93	380,800
94	382,800	94	382,600
95	384,600	95	384,400
96	386,400	96	386,200
97	388,200	97	388,000
98	390,000	98	389,800
99	391,800	99	391,600
100	393,600	100	393,400
101	395,300	101	395,100
102	396,900	102	396,700
103	398,500	103	398,300
104	400,000	104	399,800
105	401,500	105	401,300
106	402,200	106	402,100
107	402,900	107	402,800
108	403,600	108	403,500

109	404,200	109	404,100
110	404,900	110	404,800
111	405,600	111	405,600
112	406,300	112	406,300
113	406,900	113	406,800
114	407,600	114	407,500
115	408,300	115	408,300
116	409,100	116	409,100
117	409,600	117	409,600
118	410,300	118	410,300
119	411,000	119	411,000
120	411,600	120	411,600
121	412,200	121	412,200
122	412,800	122	412,800
123	413,400	123	413,400
124	413,900	124	413,900
125	414,400	125	414,400
126	414,900	126	414,900
127	415,400	127	415,400
128	415,900	128	415,900
129	416,400	129	416,400
130	416,800	130	416,800
131	417,200	131	417,200
132	417,600	132	417,600
133	418,000	133	418,000
134	418,400	134	418,400
135	418,800	135	418,800
136	419,200	136	419,200
137	419,500	137	419,500
138	419,800	138	419,800
139	420,100	139	420,100
140	420,400	140	420,400
141	420,700	141	420,700
142	421,000	142	421,000
143	421,300	143	421,300
144	421,600	144	421,600
145	421,800	145	421,800
146	422,100	146	422,100
147	422,400	147	422,400
148	422,700	148	422,700
149	422,900	149	422,900
150	423,200	150	423,200
151	423,500	151	423,500
152	423,700	152	423,700
153	423,900	153	423,900
154	424,200	154	424,200
155	424,500	155	424,500
156	424,700	156	424,700
157	424,900	157	424,900
158	425,200	158	425,200
159	425,500	159	425,500
160	425,700	160	425,700
161	425,900	161	425,900
162	426,200	162	426,200
163	426,500	163	426,500
164	426,700	164	426,700
165	426,900	165	426,900
166	427,200	166	427,200

	167		427,500	
	168		427,700	
	169		427,900	
	170		428,200	
	171		428,500	
	172		428,700	
	173		428,900	
	174		429,200	
	175		429,500	
	176		429,700	
	177		429,900	
[略]		[略]	[略]	[略]

備考 [略]
ウ～オ [略]

	167		427,500	
	168		427,700	
	169		427,900	
	170		428,200	
	171		428,500	
	172		428,700	
	173		428,900	
	174		429,200	
	175		429,500	
	176		429,700	
	177		429,900	
[略]		[略]	[略]	[略]

備考 [略]
ウ～オ [略]

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年12月条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教職調整額の支給)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。)別表第3イ教育職給料表(2)、ウ教育職給料表(3)又はオ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。以下同じ。)のうちその属する職務の級が1級若しくは2級又は3級(別表第3イ教育職給料表(2)又はオ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。)である者には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(教職調整額の支給)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。)別表第3イ教育職給料表(2)、ウ教育職給料表(3)又はオ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。以下同じ。)のうちその属する職務の級が1級若しくは2級又は3級(別表第3オ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。)である者には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 [略]</p>

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和2年12月条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(号給の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)</p> <p>第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当(神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者<u>の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額</u>に満たないときは、<u>給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額</u>をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(退職手当に関する経過措置)</p> <p>第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当(神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者<u>が施行日の前日に受けていた給料月額</u>に満たないときは、<u>施行日の前日に受けていた給料月額</u>をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。</p>

する給料月額とする。	
------------	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和5年4月1日

(特定の職務の級及び号給の切換え)

第2条 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により新級を決定される職員の施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給と同一のものとする。

(給料表の改定に伴う経過措置)

第3条 施行日の前日から引き続き、神戸市職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第1項第3号イの給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級である者であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定により差額に相当する額を給料として支給される職員（以下この項において「前項の職員」という。）を除く。）について、前項の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該引き続き給料表の適用を受ける職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

第4条 前条第1項又は第2項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第10条の4第1項及び第3項、第12条の2並びに第17条の規定並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項の規定

の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年 月条例第 号）附則第3条第1項又は第2項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

（退職手当に関する経過措置）

第5条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。

（施行細目の委任）

第6条 附則第2条から附則第4条までに定めるもののほか、第1条から第3条までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第7条 附則第5条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則別表（附則第2条関係）

給料表	旧級	新級
教育職給料表(2)	3級	4級
	4級	5級

理 由

人事・給与制度の見直し等を実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。